

アスベスト被害の根絶と全面救済を求めて 公正判決を求める署名

建設アスベスト訴訟は、全国で450人を超える建設従事者が現場でのアスベスト粉じんによる生命・健康被害について、国とアスベスト含有建材製造企業の法的責任を明らかにし、政治の力で解決をするために、全国6地裁（東京・横浜・札幌・京都・大阪・福岡）で起こした訴訟です。

このうち東京、横浜の地方裁判所では、いずれも2012年に判決が言い渡されました。原告らの命をかけた訴えは、5月25日の横浜不当判決を乗り越え、12月5日の東京地裁判決で、被告国に対し規制権限不行使の違法性を断罪する画期的な判決を勝ち取りました。しかし、東京地裁判決は、一人親方や零細事業主の原告を切り捨て、国の責任についても二次的、後見的として損害の基準額を3分の1に減額しました。また、被告製造企業については注意義務違反を明確に認め

たものの法的責任については免除しました。
アスベストは奇跡の鉱物と言われていましたが、吸い込むことにより悲惨な疾患を引き起こす悪魔の鉱物でした。国も製造企業も、その致命的な危険性について数十年も前から知っていたにもかかわらず何の対策も講じず、建設従事者の命と企業の利益、経済効率性を天秤にかけ、私たちの命を犠牲にしました。

原告らは、高裁での全面的な勝利判決を機に国と企業の責任で、建設アスベスト被害者の全面救済・補償基金制度と抜本的な予防施策の確立を求めています。2013年9月の時点で、提訴後に亡くなった原告は19人を超え「命あるうちの解決」を強く願っています。

私たちは、貴裁判所が建設アスベスト被害の広がりや深刻さ、原告の思いを真正面から受け止め、国とアスベスト製造企業の責任を明らかにし、問題解決への途を開く判決を言い渡されることを心より強く求めるものです。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長 大竹 たかし 殿
裁判官 山本 剛史 殿
裁判官 平田 直人 殿

首都圏建設アスベスト訴訟 (神奈川)

氏名	住所

取り扱い団体

アスベスト被害の根絶と全面救済を求めて 公正判決を求める署名

東京高等裁判所第10民事部

裁判長 園尾 隆司 殿
裁判官 綿引 穰 殿
裁判官 吉田 尚弘 殿

首都圏建設アスベスト訴訟 (東京)

建設アスベスト訴訟は、全国で450人を超える建設従事者が現場でのアスベスト粉じんによる生命・健康被害について、国とアスベスト含有建材製造企業の法的責任を明らかにし、政治の力で解決をするために、全国6地裁（東京・横浜・札幌・京都・大阪・福岡）で起こした訴訟です。

このうち東京、横浜の地方裁判所では、いずれも2012年に判決が言い渡されました。原告らの命をかけた訴えは、5月25日の横浜不当判決を乗り越え、12月5日の東京地裁判決で、被告国に対し規制権限不行使の違法性を断罪する画期的な判決を勝ち取りました。

しかし、東京地裁判決は、一人親方や零細事業主の原告を切り捨て、国の責任についても二次的、後見的として損害の基準額を3分の1に減額しました。また、被告製造企業については注意義務違反を明確に認めたものの、法的責任については免除しました。

アスベストは奇跡の鉱物と言われていましたが、吸い込むことにより悲惨な疾患を引き起こす悪魔の鉱物でした。国も製造企業も、その致命的な危険性について数十年も前から知っていたにもかかわらず何の対策も講じず、建設従事者の命と企業の利益、経済効率性を天秤にかけ、私たちの命を犠牲にしました。

原告らは、高裁での全面的な勝利判決を機に国と企業の責任で、建設アスベスト被害者の全面救済・補償基金制度と抜本的な予防施策の確立を求めています。2013年9月の時点で、提訴後に亡くなった原告は68人を超え「命あるうちの解決」を強く願っています。

私たちは、貴裁判所が建設アスベスト被害の広がりや深刻さ、原告の思いを真正面から受け止め、国とアスベスト製造企業の責任を明らかにし、問題解決への途を開く判決を言い渡されることを心より強く求めるものです。

氏名	住所

取り扱い団体